

○東京藝術大学監査室規則

〔平成18年3月16日〕
制 定

改正	平成20年4月15日	平成22年3月30日
	平成24年10月25日	平成25年10月24日
	平成27年5月14日	平成27年9月17日
	平成27年10月22日	平成28年10月11日
	平成30年4月10日	令和3年10月21日
	令和5年3月23日	令和5年11月7日
	令和6年10月17日	令和6年11月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学監査室（以下「監査室」という。）の目的その他必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 監査室は、本学の適正かつ効率的な業務運営に資することを目的として、内部監査を実施し業務改善を推進するとともに、監事監査の支援等の業務を行う。

(職務)

第2条 監査室においては、次の業務を行う。

- (1) 内部監査方針・計画の策定に関すること。
- (2) 組織運営、業務管理その他業務の監査の実施に関すること。
- (3) 予算執行、資産管理その他会計の監査の実施に関すること。
- (4) 情報セキュリティ対策の監査の実施に関すること。
- (5) 本学の業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの対応に関すること。
- (6) 監事との連携に関すること及び監事監査の補助に関すること。
- (7) 会計監査人との連絡調整に関すること。
- (8) 公益通報に関すること。
- (9) その他監査室の事務に関すること。

(組織)

第3条 監査室に、室長及び室員を置く。

- 2 室長は、本学事務職員のうちから学長が指名するものをもって充てる。
- 3 室員は、学長が必要に応じて事務職員の中から若干人を兼務させるものとする。
- 4 学長は必要に応じて学外の専門的知識を有する者に内容を報告し、意見を求めることができる。

(任期)

第4条 前条第4項に規定する室員の兼務の期間は、当該年度の末日までとし、更新することができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月4日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月7日から施行し、令和5年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年11月21日から施行する。